

熊本デスティネーションキャンペーン「くまもっとおもてなし宣言団体」 募集要項

1. 目的

令和8年(2026年)7月から9月にかけて開催される大型観光キャンペーン「熊本デスティネーションキャンペーン」において、県全体が一体となって観光客を歓迎する体制を構築とともに、「くまもっとおもてなし宣言」を契機に、観光関係事業者及び県自治体等自らが行う観光客に対する「おもてなし」に関する取組を進めることで「熊本ファン」の獲得とリピーター化を促進する。

2. 「くまもっとおもてなし宣言団体」の申込について

(1) 登録対象者

熊本県内で事業を営む事業者(個人、法人)であること

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業を営む事業(旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く)を除く)

(2) 申込内容

(ア) 団体情報

企業(団体)名 / 所在エリア(熊本市、阿蘇、天草、県央、県北、県南) / 住所 / 業種

(イ) おもてなし宣言

下記行動指針のうち、特に注力して取り組む内容に関して1つ以上選択し、具体的なおもてなし宣言を検討する。

① 心に残る“トキ”の創出

- ・ 熊本ならではの自然、文化、人との出会いを活かし、ここでしか味わえない体験を創り出します。
- ・ 訪れる人の心に残る特別な“トキ”を、ともに分かち合います。

② 心でつながるおもてなし

- ・ 来訪者を“お客様”としてだけでなく、“仲間”としてあたたかく迎え、心をこめたふれあいを通じて、絆を育みます。
- ・ この出会いが、「また訪れたい旅のはじまり」となるよう努めます。

③ 旅する人に、熊本の“今”を届ける

- ・ 地域に息づく日々の営みや旬の魅力を、自らの発信により、旅する人に共有します。

(ウ) 地域もしくは施設のおすすめポイント

(エ) DC 期間中を含め特別特典等がある場合はその内容と期間

(3) 申込方法

WEB フォーム(Microsoft Forms)へ(2)の内容について入力すること。
※フォームの利用ができない場合は指定するアドレスまで申請書等一式を送ること。

送付先:kokunaikanko@pref.kumamoto.lg.jp

〈申込二次元コード〉



(4) 登録の決定

熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局(以下、熊本DC事務局)において申込内容を確認のうえ、宣言項目を審査する。なお、申込内容が不明瞭なときは、申込者に確認のうえ、削除または修正を求めるものとする。

(5) 参画特典

① 登録事業者

熊本DC事務局が運営する本キャンペーンのホームページ
(<https://kumamoto.guide/dc2026/>)に登録各事業者を掲載し、広くPRする。

② オリジナルグッズ等の交付

DC オリジナルグッズ等を県内各広域本部・地域振興局等を通して交付する。

※各事業者においては地域を管轄する各広域本部・地域振興局等において受領ください。(別紙1のとおり)

＜事業者全員に交付＞

・アクリルスタンド(登録認定書)の付与

※レジ横カウンター等に設置ください

＜希望者へ交付＞

・卓上のぼり(1本)

・のぼり旗(1幡 注水台、ポールの提供はありません)

・コースター(100枚セット)

(6) 申込期間

令和8年(2026年)2月

※ホームページへの掲載期間は(令和8年12月末日)とする。

(7) 登録内容の追加、変更

登録内容の追加・変更がある場合は、熊本 DC 事務局まで連絡すること。

(8) 登録の取り消し

熊本 DC 事務局は、登録者が次の項目のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- ・ 公序良俗に反する場合
- ・ 内容が単なる宣伝活動となっている場合
- ・ おもてなしの趣旨に反する場合

3. 熊本 DC ロゴマークの使用について

- ・ 申込者は、「熊本 DC ロゴマーク」を使用し、登録事業者であることを広報することができるものとする。
- ・ 申込者は、ロゴマークを使用する場合次の使用基準に従うこと。

〈熊本DCロゴマーク使用基準〉

(ア) ロゴの使用を希望する場合は、別紙の申請書を下記アドレス宛に提出すること。また使用後、使用した内容がわかるものを熊本 DC 事務局へ報告すること。

【申請書提出先(メールアドレス)】

kokunaikanko@pref.kumamoto.lg.jp

(イ) 法令又は公序良俗に反すること、熊本県の品位を傷つけること、特定の個人、政党、宗教団体を支援しているような誤解を与えることに使用しないこと。

(ウ) ロゴマークの著作権は熊本 DC 事務局に帰属するが、ロゴマークが使用されたものに関する一切の責任は、ロゴマークの使用者によるものとする。

- ・ 熊本DCロゴマーク使用基準に反することが判明したときは、熊本 DC 事務局は、シンボルマーク使用者に対し、使用の変更や中止を求めることができ、使用者は従わなければならない。

4. 本件に関するお問い合わせ先について

【熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局 担当:後藤】

熊本県観光振興課 国内観光推進室内

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1

TEL:096-333-2354

メールアドレス:kokunaikanko@pref.kumamoto.lg.jp

●ノベルティグッズ等受取場所

別紙 1

受取場所	所在エリア (市町村)	住所
熊本市役所 観光政策課	熊本市	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 8 階
宇城地域振興局 総務振興課	宇土市 宇城市 美里町	宇城市松橋町久具 400-1
上益城地域振興局 総務振興課	御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町	上益城郡御船町辺田見 396-1
県北広域本部(菊池 地域振興局)振興課	菊池市 合志市 大津町 菊陽町	菊池市隈府 1272-10
玉名地域振興局 総務振興課	荒尾市 玉名市 玉東町 南関町 長洲町 和水町	玉名市岩崎 1004-1
鹿本地域振興局 総務振興課	山鹿市	山鹿市山鹿 1026-3
阿蘇地域振興局 総務振興課	阿蘇市 南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 南阿蘇村	阿蘇市一の宮町宮地 2402
県南広域本部(八代 地域振興局)振興課	八代市 氷川町	八代市西片町 1660

受取場所	所在エリア (市町村)	住所
芦北地域振興局 総務振興課	水俣市 芦北町 津奈木町	葦北郡芦北町芦北 2670
球磨地域振興局 総務振興課	人吉市 錦町 多良木町 湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村 あさぎり町	人吉市西間下町 86-1
天草広域本部 総務振興課	上天草市 天草市 苓北町	天草市今釜新町 3530